

2 各障害者手帳の交付

《このガイドブックに記載されているさまざまな制度を利用するために必要な手帳です》

(1) 身体障害者手帳の交付・変更

- ◆対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害のある方
- ◆内 容 障害の程度によって1級から6級まで区分されます。
- ◆必要書類
 - ア 身体障害者診断書・意見書
（所定の様式による・指定の医師によるもの）
※原則として、作成日より申請日までが6ヶ月以内のもの
 - イ 写真（たて4cm×よこ3cm）
 - ウ マイナンバーに関する必要書類

- ◆現在身体障害者手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名 称	内 容	必要書類
ア 等級変更	障害の程度が変わった場合	診断書・写真・手帳 ※1
イ 障害名追加	別の障害が加わった場合	診断書・写真・手帳 ※1
ウ 再認定	必要に応じて期限が定められている場合	診断書・写真・手帳 ※1
エ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真 ※1
オ 変更届	居住地・氏名・保護者（15歳未満）の変更	手帳 ※1 ※2
カ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳

※1 対象者のマイナンバーに関する必要書類は共通です。

※2 カード型手帳の氏名・保護者の変更には、写真が必要です。

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

新規ご利用者
受付中

24時間の訪問介護

みちびき

お気軽にお問い合わせ下さい!

0463-67-7376

神奈川県秦野市首屋2丁目6-30 清水ハイツ

訪問介護 みちびき 検索

<https://michibiki-care.jp/>

介護保険サービス

訪問介護
定期巡回・随時対応型
訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

障がい福祉サービス

居宅介護
重度訪問介護
移動支援
（※5月1日指定取得見込み）

総合事業
（事業対象者・要支援者）

登録等徴収等事業者

介護の種 まこちゃんねる

“介護技術動画”
発信中!!

ちゃんねる登録 お願いします!

2 各障害者手帳の交付

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。）

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1／二視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢の上腕の2分の1以上を欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して、5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢のリズフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの

自 由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							種 別
体 幹	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	肝臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
	上肢機能	移動機能								
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	1 級
1 体幹機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの			肝臓機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	2 級
体幹機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	3 級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4 級
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5 級
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6 級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7 級
<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、一級上の級とします。ただし、二つの重視する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。</p> <p>2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、六級とします。</p> <p>3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができます。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については、指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。</p> <p>8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。</p>										備 考

(2) 療育手帳の交付・変更

- ◆対象者 県内の児童相談所（18歳未満）又は総合療育相談センター（18歳以上）において知的障害と判定された方
- ◆内容 障害の程度によってA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分されます。
- ◆必要書類 ア 写真（たて4cm×よこ3cm）
※18歳以上の方については、担当ケースワーカーが面接を行います。
- ◆現在療育手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名称	内容	必要書類
ア 再判定	再判定の期日になった場合 ※再判定年月を経過した手帳は無効になります。	写真
イ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真
ウ 変更届	居住地・氏名・保護者の変更	手帳 ※1
エ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳

※1 カード型手帳の氏名・保護者の変更には、写真が必要です。

◆療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準
最重度	A1	ア 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。 イ 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重度	A2	ア 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 イ 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽度	B2	ア 指数がおおむね51以上のもの。 イ 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

※旅客運賃割引の第1種とはA1・A2、第2種とはB1・B2

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付・変更

- ◆対象者 精神障害と診断され、長期にわたり生活の制約がある方
- ◆内 容 障害の程度によって1級から3級まで区分されます。
有効期間は2年間です。有効期限の3ヵ月前から更新手続きができます。
- ◆必要書類
 - ア 診断書（所定の様式、初診日から6ヶ月を経過したもの）
※障害年金・特別障害者給付金を受給している方は、診断書に代えて年金証書の写し又は特別障害給付金受給資格者証の写し及び直近の年金振込通知の写しでも申請できます。
 - イ 写真（たて4cm×よこ3cm）
 - ウ マイナンバーに関する必要書類

◆精神障害者保健福祉手帳の障害等級

等級	内 容
1級	日常生活の用を弁することが不能な状態にある者
2級	日常生活に著しい制限を受ける状態又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする者
3級	日常生活若しくは社会生活に制限を受ける状態又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする者

◆現在手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名 称	内 容	必要書類
ア 更新	有効期限が近づいた場合（有効期限の3ヵ月前から手続きができます）	写真・診断書又は年金証書等 ※1
イ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真 ※1
ウ 変更届	居住地・氏名・保護者の変更	手帳 ※1
エ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳 ※1

※1 マイナンバーに関する必要書類は共通です。

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

一般社団法人スマイリーデイズ

放課後等デイサービス



みらいっ子

営業時間/平日 10時30分～17時
土・長期休暇 10時30分～17時
寿町 8-23



日中一時支援

赤いリボン

営業時間/平日 10時30分～18時
土・長期休暇 10時30分～16時
寿町 8-23

代表 TEL0463-65-1212 FAX0463-68-1022